

(証券コード 7707)

2023年9月12日

(電子提供措置の開始日2023年9月6日)

株 主 各 位

千葉県松戸市上本郷88番地
プレジジョン・システム・サイエンス株式会社
代表取締役社長 田 島 秀 二

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「2023年6月期 第38回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <http://www.pss.co.jp/ir/>

また、電子提供措置事項は、上記の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

本総会へのご出席については、開催日時点での感染症流行状況やご自身の健康状態を考慮いただき、ご検討いただきますようお願い申し上げます。また、会場の座席は適切な間隔を空けた配置とすることから、ご用意できる座席数が限られております。そのため、満席となりました場合は、当日ご来場いただきましてもご入場をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、議決権行使についてのご案内（3～4頁）に記載の方法により、2023年9月27日（水曜日）午後5時までに議決権を行使してください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年9月28日（木曜日）午後1時
（開場：正午）
2. 場 所 東京都台東区上野公園 4 番58号
上野精養軒 3階 桜の間
3. 目的事項
〈報告事項〉 1 第38期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2 第38期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）計算書類報告の件
〈決議事項〉
第 1 号 議 案 資本金の額の減少の件
第 2 号 議 案 取締役7名選任の件
第 3 号 議 案 監査役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

●本総会において、お土産の配布、飲料の提供はいたしません。

- (1) 各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主1名とさせていただきます。

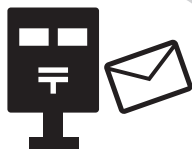
以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ①連結計算書類の連結注記表及び連結株主資本等変動計算書
 - ②計算書類の個別注記表及び株主資本等変動計算書

以 上

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様にも認められる株主全体の意思決定に関する重要な権利です。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご参照の上、議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。議決権の行使方法には以下の3つの方法がございます。



書面（議決権行使書用紙）による議決権の行使
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。

行使期限 2023年9月27日（水曜日）
午後5時までに到着



電磁的方法（インターネット）による議決権の行使
次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき議決権をご行使ください。ご不明な点がございましたら、次頁「4. お問い合わせ先」に記載のみずほ信託銀行 証券代行部へお問い合わせください。

行使期限 2023年9月27日（水曜日）
午後5時まで



株主総会への出席による議決権の行使

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

開催日時 2023年9月28日（木曜日）
午後1時開会

- 代理人により議決権を行使される場合には、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 書面による議決権の行使において、議案につきまして賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 議決権行使書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効なものいたします。また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効なものいたします。



インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使期限 2023年9月27日（水曜日）午後5時まで

1. 「スマート行使」による方法

- 1 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（ID・パスワードのご入力是不要です）。
- 2 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

2. ID・パスワード入力による方法

- 1 「議決権行使ウェブサイト」（下記 URL）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 2 パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- 3 パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- 4 パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。

3. ご注意

- 1 行使期限は 2023 年 9 月 27 日（水曜日）午後 5 時までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- 2 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記 2. に記載の方法でご修正いただけますようお願い申し上げます。
- 3 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
- 4 インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- 5 インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

4. お問い合わせ先

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】



0120-768-524（年末年始を除く 9：00～21：00）

（注）「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用下さい



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログイン QRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは **1 回に限り** 議決権を行使できます。

事業報告

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、国内においては新型コロナウイルス感染症「COVID-19」の拡大に収束の兆しはみえつつあるものの、世界的にはウクライナを取り巻く情勢の長期化やインフレの継続、中国の景気減速等がグローバルな経済活動に影響を与えており、依然として経済状況につき予断を許さない状況が続いております。

このような状況の中、当社グループはバイオ関連業界において、血液や組織、単離細胞などの検体から遺伝子(核酸)を抽出するための自動化装置(核酸自動抽出装置)を中心として、遺伝子研究の現場に対し様々な自動化装置を展開してまいりました。また、遺伝子の抽出技術に増幅・測定技術を組み合わせた全自動PCR検査システムを開発し、これまでの研究開発分野に加えて病院や検査センターなどの臨床診断分野も対象として販売をしております。さらに、装置の使用に伴い消費される試薬(核酸の抽出及びPCR検査用)や反応容器などのプラスチック消耗品の販売にも注力いたしました。

これら製品は、世界的な販売網を有するバイオ関連業界の大手企業との契約によるOEM販売(相手先ブランドによる販売)を中心に、国内及び欧米子会社を通じた自社販売も含め、ワールドワイドに事業展開しております。

当連結会計年度は、売上高は5,278百万円(前年同期比29.0%減)、売上総利益は1,349百万円(前年同期比45.7%減)となりました。主な前年同期比減収減益要因としては、コロナ禍の収束傾向の影響を受けて海外販売が減少したことと、自社ブランド製品である全自動PCR検査装置及びそれに付随する専用の試薬・消耗品の販売は当初計画どおりに推移したものの、日本国内においても新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2023年5月より5類へ移行されたことによる販売減少の影響を受けたことに加えて、日本国内におけるPCR試薬(COVID-19検査用)保険収載価格の引き下げが行われたことによるものです。さらには、コロナ禍の収束傾向にある最新の事業環境を鑑みて、特注機として上市販売予定の数製品を棚卸資産評価損として計上しました。

一方、費用面において、「東京都PCR等検査無料化事業」や自社販売製品の市場調査及び販売サポート活動への対応活動費用の増加により、販売費及び一般管理費は2,462百万円(前年同期比5.5%増)となりました。

これらの結果、営業損失は1,112百万円(前年同期の営業利益152百万円)となりました。経常損失は1,141百万円(前年同期の経常利益175百万円)となり、また、特注機としてデモ予定の数製品に係る固定資産等の減損損失と送金詐欺損失の計上等により親会社株主に帰属する当期純損失につきましては、1,324百万円(前年同期の親会社株主に帰属する当期純利益45百万円)となりました。

売上構成は、次のとおりであります。

(構成別売上高)

	2022年6月期 (前連結会計年度)		2023年6月期 (当連結会計年度)		対前期 増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
	百万円	%	百万円	%	%
装置	3,042	40.9	1,942	36.8	△36.2
試薬・消耗品	3,345	45.0	2,442	46.3	△27.0
メンテナンス関連	777	10.5	415	7.9	△46.6
受託製造・受託検査	269	3.6	477	9.1	77.5
合計	7,434	100.0	5,278	100.0	△29.0

① 装置

当連結会計年度において、売上高は1,942百万円(前年同期比36.2%減)となりました。詳細は以下のとおりです。

(a) ラボ(研究室)向け自動化装置

従来より事業展開している核酸自動抽出装置を中心としたラボ向けの各種自動化装置の販売に関する区分であります。当連結会計年度は、売上高は670百万円(前年同期比52.3%減)となりました。

(b) 臨床診断装置

当社の事業領域として、遺伝子を利用した臨床診断分野が拡大しています。従来の研究開発分野に加えて、この分野にも注力し、売上の向上に寄与させたいと考えています。当連結会計年度は、売上高は1,271百万円(前年同期比22.3%減)となりました。

② 試薬・消耗品

当区分は、当社装置の使用に伴い消費される、核酸抽出及びPCR検査用の試薬や反応容器などの専用プラスチック消耗品の区分であります。当連結会計年度は、売上高は2,442百万円(前年同期比27.0%減)となりました。

③ メンテナンス関連

当区分は、装置メンテナンスやスペアパーツ(交換部品)販売などの区分であります。主要なOEM先は、OEM先が自社でメンテナンス対応をしておりますが、スペアパーツは当社から購入する契約となっております。当連結会計年度は、売上高は415百万円(前年同期比46.6%減)となりました。

④ 受託製造・受託検査

当区分は、製造工場である子会社のエヌピーエス㈱が実施している、当社以外の外部からの受託製造事業の区分及びPSS新宿ラボラトリーにて実施している当社PCR受託検査の区分であります。

当連結会計年度は、受託検査項目を追加し、売上高は477百万円(前年同期比77.5%増)となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、総額155百万円の設備投資を実施いたしました。その主な内容は、建物、工具器具、機械装置取得等によるものであります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては長期借入れによる純増加額147百万円などの資金調達を実施いたしました。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する事項はありません。

8. 対処すべき課題

当社の経常損益は、残念ながら、第36期の770百万円をピークに下落し、第38期には、△1,141百万円となり、無配当とさせていただくこととなりました。株主の皆様に対して、率直にお詫び申し上げます。

しかし、当社は、コロナ禍が収束傾向となり売上が減少に転じる前から、臨床検査現場からの切実な要望に応えるため、短期、中長期的な視点、分野ごとに対処すべき課題を整理してまいりました。

次に掲げる課題を解決して、社会に貢献する、夢のある企業に育ててまいります。

(1) 短期的課題（第39期）

①新たな市場分野への展開、拡大

・新たな検査事業への参入

子宮頸がんは、年間1.1万人が罹患し、約3千人の女性が亡くなる恐ろしい病気であり、定期的ながん検診を受診することが非常に重要です。

定期的な検診を受診する機会を増やすためにも、当社の技術を活用した簡易的なHPV検査サービス事業への参入を検討しています。

・第三極市場への営業展開

当社の事業は、20数年前にMagtrationの技術を活用、開発した『magLEAD』からスタートして、世界のバイオ、遺伝子、研究大手企業へのOEM供給事業を中核として展開してきました。

その後、MagtrationとPCRをPSSの技術で完成させた『geneLEAD』シリーズは、完全自動システムとして、「COVID-19」の蔓延に際し、多くの病院、検査室で採用されました。

当社の『geneLEAD』シリーズは、1つの検体から複数の検査を行う際に威力を発揮します。当社製品の特長を活かし、当社の全自動検査装置をご使用いただいていない、煩わしい手作業での検査で困っている臨床検査現場等、新市場への参入を果たしてまいります。

②上市ロードマップに基づいた新製品の市場投入

・第39期売上のテコ入れを果たすため、『褥瘡予防マット（ささかぜ）』、『新型magLEAD12gCLINK』、『geneLEADXXIV』等の新製品の市場投入を計画しております。

③事業運営改革

- ・事業拠点を軸に、重点課題と責任者を明確にして、上記に掲げる事業を推進してまいります。

さらに、取締役と執行役員の協力の下、事業運営管理体制の改革にも取り組みます。この改革を通じて、先述した新事業への参入や積極的な営業活動の展開、新製品上市などの実現を果たしてまいります。

また、収益改善施策の実行状況、収益状況をタイムリーに把握し、追加対策を打ち続けることで、事業の黒字化体質を確固たるものにしていきます。

(2) 中長期的課題（第40期～）

当社が保持する約100件の特許技術を活かした要素技術開発

- ・様々な病院、検査室、研究機関等の臨床検査現場の検査ニーズに応えられるよう、当社が保持する特許技術を活かした要素技術開発を行ってまいります。具体的には、免疫細胞群から目的細胞を回収する技術を確認し、がん、その他細胞に由来する疾患の早期発見に役立てたいと考えております。
- ・また、タンパク質、遺伝子に加え、第三のマーカーである糖鎖をターゲットにして回収することで、従来のタンパク質で診断していた情報より、詳細な情報がわかるようになります。

例えば、アルツハイマー病については、タンパク質の表面にある糖鎖をみることで、初期状態がわかる知見が得られています。そのため、当社は、タンパク質の表面にある糖鎖を回収する技術についても確認したいと考えております。

これらの施策を実施していくことで、中長期的には第36期を上回る利益を計上し、株主の皆様にご配当できるようになると確信しています。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

9. 継続企業の前提に関する重要事象等

コロナ禍の収束傾向を受けた海外販売の減少に加えて、日本国内においても新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2023年5月8日より5類へ移行した影響を受けたことにより日本国内における自社ブランド製品である全自動PCR検査装置及びそれに付随する専用試薬・消耗品の販売が減少し、当社グループにおいて売上が著しく減少しました。

一方で、大館試薬センター第2工場に対する投資に伴う減価償却費負担の増加や新製品開発投資に伴う費用負担の増加及びコロナ禍の収束傾向を受けて一部製品の評価損や一部設備の減損損失を計上した結果、重要な営業損失、経常損失、当期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

これに対し、当社グループは、当該事象を解消し又は改善させる対応策として、以下の中期事業計画の方針の確実な実行により売上拡大と利益確保を目指してまいります。

- ①OEM向け新製品上市と自社新技術製品上市対応による販売製品の拡充
- ②全自動PCR診断装置専用PCR試薬調達の契約締結による検査項目の拡張
- ③全世界へのOEM向け販売実績を踏まえた自社ブランド製品の国内外販売網拡大
- ④新宿ラボラトリーにおける検査受託事業
- ⑤当社大館試薬センター第2工場における量産体制確立と当社協力企業グループとの製品コストダウン対応の実施

また、期末末現在の現金及び預金残高は2,446百万円を有し、取引先金融機関とも良好な関係を維持しており、資金繰りに対する懸念はありません。なお、2024年6月期中には、サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金の入金が見込まれ、これを長期借入金の返済に充当する予定であります。

以上の結果、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

10. 財産及び損益の状況

区 分	第35期 (2020年6月期)	第36期 (2021年6月期)	第37期 (2022年6月期)	第38期 (2023年6月期) (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	5,067,231	9,298,741	7,434,287	5,278,321
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△91,143	770,932	175,774	△1,141,540
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失(△)	△114,275	795,985	45,337	△1,324,290
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△4.41	29.25	1.64	△47.93
純 資 産 (千円)	4,320,764	6,578,594	6,512,185	5,222,045
1株当たり純資産額 (円)	163.82	237.78	235.68	188.99
総 資 産 (千円)	6,436,831	11,568,807	11,410,350	9,761,545

11. 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金又は出資金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(連結子会社) Precision System Science USA, Inc.	US\$ 6,579,537.95	100.0%	当社製品の米国市場向け販売会社
(連結子会社) Precision System Science Europe GmbH	EUR 1,000,000.00	100.0%	当社製品の欧州市場向け販売会社
(連結子会社) ユニバーサル・バイオ・リサーチ㈱	35百万円	100.0%	知的財産管理・研究開発
(連結子会社) エスビーエス㈱	80百万円	100.0%	電子機器、計測機器、自動制御装置等の製造販売

12. 主要な事業内容（2023年6月30日現在）

遺伝子・タンパク質解析関連業界における研究開発やその研究成果の実用化に用いられる自動化装置、その他理化学機器、ソフトウェア等の開発及び製造販売並びに自動化装置に使用される試薬及びプラスチック消耗品の製造販売等。

主な売上区分は、以下のとおりであります。

- ① 装置
- ② 試薬・消耗品
- ③ メンテナンス関連
- ④ 受託製造・受託検査

13. 主要な拠点等（2023年6月30日現在）

(1) 当社

プレジジョン・システム・サイエンス㈱ 本社	千葉県松戸市
-----------------------	--------

(2) 子会社

Precision System Science USA, Inc.	米国カリフォルニア州
Precision System Science Europe GmbH	ドイツ マインツ市
ユニバーサル・バイオ・リサーチ㈱	千葉県松戸市
エスビーエス㈱	秋田県大館市

14. 使用人の状況（2023年6月30日現在）

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
199（13）名	増3（減7）名

（注）従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員を含む）は、（ ）内に平均人数を外書で記載しております。

15. 主要な借入先（2023年6月30日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
	千円
(株)千葉銀行	1,019,505
(株)秋田銀行	550,164
(株)みずほ銀行	366,634
(株)三井住友銀行	347,320
(株)京葉銀行	254,360
(株)りそな銀行	250,164
(株)伊予銀行	250,164
(株)商工組合中央金庫	250,164

16. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

Ⅱ. 株式に関する事項（2023年6月30日現在）

- 発行可能株式総数 68,480,000株
- 発行済株式の総数 27,666,900株
- 株主数 18,010名（前期末比 2,322名減）

4. 大株主（上位10位）

株 主 名	所有株式数（株）	持株比率（％）
田島 秀二	4,607,600	16.67
株式会社 日立ハイテク	2,310,000	8.36
有限会社 ユニテック	1,200,000	4.34
ナガシマ通商株式会社	395,000	1.42
田中 正勝	333,900	1.20
J P モルガン証券株式会社	241,866	0.87
小玉 博之	150,200	0.54
楽天証券株式会社	143,000	0.51
松井証券株式会社	132,800	0.48
佐々木 重次	130,300	0.47

(注) 1. 「持株比率」については、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式（35,516株）を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当する事項はありません。

6. その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当する事項はありません。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当する事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（2023年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田 島 秀 二	有限会社ユニテック代表取締役社長 ユニバーサル・バイオ・リサーチ株式会社代表取締役社長 Precision System Science USA, Inc. 取締役 Precision System Science Europe GmbH代表取締役社長 株式会社PF・BioLine代表取締役
専務取締役	池 田 秀 雄	技術統括担当 技術統括部長 エヌビーエス株式会社代表取締役社長 株式会社PF・BioLine取締役
常務取締役	古 川 昭 宏	品質保証・営業・SCM担当 Precision System Science USA, Inc. CEO
取締役	田 中 英 樹	総務兼経理・財務担当 株式会社PF・BioLine取締役
取締役	澤 上 一 美	学術・試薬開発・UBR担当 学術部長 ユニバーサル・バイオ・リサーチ株式会社取締役
取締役	荻 原 大 輔	荻原公認会計士事務所 公認会計士、税理士
常勤監査役	高 橋 達 雄	特記すべき事項はありません。
監査役	部 屋 健太郎	部屋公認会計士事務所 公認会計士、税理士
監査役	本 島 佳代子	小池・本島法律事務所 弁護士
監査役	鈴 木 泰 浩	鈴木泰浩公認会計士事務所 公認会計士、税理士

(注) 1. 荻原大輔氏は社外取締役であります。

2. 部屋健太郎氏、本島佳代子氏、鈴木泰浩氏は社外監査役であります。

3. 当社は、社外取締役荻原大輔氏、社外監査役部屋健太郎氏、本島佳代子氏、鈴木泰浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 社外監査役本島佳代子氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 社外監査役鈴木泰浩氏及び社外監査役部屋健太郎氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当事業年度中に生じた取締役及び監査役の地位及び重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。

(1) 2022年9月22日をもって、澤上一美氏が、当社100%子会社であるユニバーサル・バイオ・リサーチ株式会社取締役に就任いたしました。

(2) 2022年9月28日開催の第38回定時株主総会において、高橋達雄氏が監査役に新たに選任され就任いたしました。

(3) 2022年12月12日をもって、当社関連会社である株式会社PF・BioLine設立に伴い、田島秀二氏が同社代表取締役社長、池田秀雄氏及び田中英樹氏が同社取締役に就任いたしました。

7. 当事業年度末日後の取締役又は監査役の異動

(1) 就任

該当事項はありません。

(2) 退任

該当事項はありません。

(3) 取締役の担当の異動は、次のとおりであります。

2023年7月1日をもって、古川昭宏氏の担当が、品質保証・品質保証・営業・SCM担当から、営業・SCM担当に変更となりました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有能な人材を招聘できるよう、社外取締役及び社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。

本規定に基づき、当社は、社外取締役1名及び社外監査役3名と会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、4百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役(外部の会計監査人を除く)、関連子会社の取締役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより被保険者が負担することになる損害を300百万円を限度として当該保険契約により填補することとしております。

4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

当社は、2021年9月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針（以下「基本方針」といいます。）を以下のとおり決議しております。

(1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を株主、社員、役員と三位一体となって実現をするため当該取締役の意欲を高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とします。

当社は、取締役(社外取締役を除く)の報酬を、固定報酬としての基本報酬及び変動報酬としての業績連動型報酬と譲渡制限付株式により構成し、社外取締役及び監査役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしています。なお、取締役(社外取締役を除く)に対する変動報酬の支給は株主への配当実施を前提とします。

(2) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の金銭報酬の額は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で支給され、毎月の定期同額給与(基本報酬)及び年1回の業績連動型報酬(賞与)により構成されています。

定期同額給与については、取締役会にて定めた役員報酬規程に基づき、役位別に基準額を定め、在籍年数や業績を勘案の上、基準額の範囲内で支給しており、その内容は取締役会で審議され決定されます。なお、業績連動型報酬は社員への追加賞与支給と株主への配当を前提としており、その指標としては、重要な会社経営目標指標である連結営業利益を対象としています。

(3) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2021年9月28日開催の第36回定時株主総会において固定報酬枠と連結営業利益の5%以内の業績連動型の変動報酬枠を含めた金銭報酬額を年額200百万円以内(うち社外取締役は固定報酬のみで年額20百万円以内)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち、社外取締役は1名)です。また、同じく第36回定時株主総会において新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入し、上記報酬枠とは別枠で(社外取締役を除く)対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式を付与するための非金銭報酬を支給することにつき年額100百万円以内と決議されております。

監査役の報酬限度額は、2021年9月28日開催の第36回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

(4) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長田島秀二が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は各取締役の基本報酬の額の決定です。これらの権限を委任した理由は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当該取締役の意欲を高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れた報酬体系を実現するためには、当社の全事業を統括する立場にある代表取締役社長に個人別の報酬額の具体的内容を決定させることが適当であると判断したためです。

- (5) 当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長において、社外取締役の意見を得た上で、役員報酬規程に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容を決定的することとしており、当該手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、当社取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

- (6) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	94,626 (6,000)	94,626 (6,000)	—	—	6 (1)
監査役 (うち社外監査役)	11,400 (7,800)	11,400 (7,800)	—	—	4 (3)

(注) 使用人兼務取締役に対する使用人分給与相当額(賞与を含む)及びその他報酬等については含めておりません。

- (7) 業績連動型報酬等に関する事項

業績連動型報酬の指標としては、重要な会社経営目標指標である連結営業利益を対象とし、連結営業利益の5%を業績連動報酬の原資(50百万円が上限)としております。上記原資を対象取締役の役職に応じて付与されたポイント数(社長200ポイント、副社長175ポイント、専務150ポイント、常務125ポイント、取締役100ポイント)で割り振り計算した金額が各々の業績連動型報酬となります。連結営業利益の内容は24頁でご案内いたします。

- (8) 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬支給の原資は連結当期純利益の10%以内とし、毎年1回、取締役会決議を経て、対象者に対して普通株式を用いた譲渡制限付株式の割当てを行います。当該株式報酬の内容は普通株式を用いた譲渡制限付株式の交付とし、譲渡制限解除は3年以上を原則とします。そして、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権は年額100百万円以内とし、当社の普通株式について発行又は処分を受ける当社の普通株式総数は年200千株以内とします。なお、その交付状況は「Ⅱ.5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏 名	他の法人等の重要な兼職の状況
荻 原 大 輔	荻原公認会計士事務所 公認会計士、税理士
部 屋 健太郎	部屋公認会計士事務所 公認会計士、税理士
本 島 佳代子	小池・本島法律事務所 弁護士
鈴 木 泰 浩	鈴木泰浩公認会計士事務所 公認会計士、税理士

(注) 各社外役員の各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動内容

氏 名	地 位	主な活動内容及び期待される役割に関して行った職務の概要
荻 原 大 輔	社外取締役	当事業年度開催の取締役会に12回中12回へ出席、取締役会においては、主に会計・税務の専門的知見を活かしたアドバイスを都度行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
部 屋 健太郎	社外監査役	当事業年度開催の取締役会12回中11回へ出席、また、監査役会に12回中11回へ出席。取締役会においては、主に会計・税務の専門家としての見地から意見を述べるなど、取締役の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を適宜行っております。監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告を行い、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、社外の立場から意見を述べております。
本 島 佳代子	社外監査役	当事業年度開催の取締役会に12回中11回へ出席、また、監査役会に12回中10回へ出席。取締役会においては、主に法律の専門家としての見地から意見を述べるなど、取締役の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を適宜行っております。監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告を行い、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、社外の立場から意見を述べております。
鈴 木 泰 浩	社外監査役	当事業年度開催の取締役会に12回中12回へ出席、また、監査役会に12回中12回へ出席。取締役会においては、主に会計・税務の専門家としての見地から意見を述べるなど、取締役の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を適宜行っております。監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告を行い、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、社外の立場から意見を述べております。

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

〇ＡＧ監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,030千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の額	26,030千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 子会社の会計監査人の状況

該当する事項はありません。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。

本規定に基づき、当社は、会計監査人である〇ＡＧ監査法人与会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、4百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 補償契約の内容の概要

該当する事項はありません。

VI. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則で定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンスに係る社内規程を定め、統括責任者を任命するとともに、コンプライアンス担当部門を設置する。
- (2) コンプライアンス担当部門は、取締役及び使用人に法令及び定款並びに関連規程等の遵守を周知徹底することにより、コンプライアンス体制の構築及び向上を推進する。
- (3) 社長直属の内部監査室は、監査計画に基づき、監査役会、会計監査人と連携、協力のもと、業務遂行、コンプライアンスの状況等について監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に関する情報は、社内規程に定めるところにより、文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記載又は記録し、適切に保存及び管理する。
- (2) 取締役及び監査役は、社内規程に定めるところによりこれらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) コンプライアンス、安全、災害、業務、情報セキュリティ等に係るリスクについては、「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理規程に基づく管理体制を構築し、対処する。
- (2) 各部門の担当業務に付随するリスクについては、必要に応じて、当該部門において個別規程、マニュアルの整備、研修の実施等を行う。
- (3) 各部門は、自律的な管理を行うとともに、発生しうるリスクの洗い出し及びその軽減に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、毎期、年次予算及び事業部門ごとの業績目標を設定する。
- (2) 各部門を担当する取締役は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限配分を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。

- (3) 会社は、取締役会を原則として月 1 回開催し、経営上の重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行う。
- 各取締役は、取締役会に月次業績を報告する。取締役会は、この結果をレビューし、目標に対する評価・分析を行い、必要に応じて改善もしくは目標の修正を行う。取締役会の決定事項その他業務上の指示、命令等は、職制を通じて、速やかに伝達される体制を整備する。
- (4) 社内規程に基づき、各役職員の権限と責任を明確化し、効率的な職務の執行を図る。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社管理に係る社内規程を定め、子会社の自主性を尊重しつつ、定期的に業務遂行状況等の報告を受けるとともに、重要事項については事前に協議を行う。
- (2) グループ全体における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見し是正することを目的として、コンプライアンス規程の範囲をグループ全体とする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が補助スタッフの設置を求めた場合には、その人数と具備すべき能力、権限、属する組織、監査役の指揮命令権などを取締役との間で協議の上、決定することとする。

7. 監査役を補助する使用人の独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の任命・異動、人事評価、懲戒処分等については、監査役会の同意を得るものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況及びその内容、その他各監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、速やかに報告、情報提供を行うものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

- (2) 監査役は、その職務を遂行する上で必要と判断するときは、監査役会において協議の上、独自に弁護士・会計士等の外部専門家に委嘱できる。
- (3) 監査役会は、効率的な監査を実施するため、適宜、会計監査人及び内部監査室と協議又は意見交換を行う。
- (4) 監査役会は、監査報告会を開催し、定期的に代表取締役社長と意見交換を行う。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の記載を適切に行うため、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに同実施基準」に準じ、当社及び当社グループ会社の財務報告の適正性を確保する内部統制を整備・運用する。

11. 反社会的勢力を排除するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンス規程において、「反社会的勢力との関係を遮断し、違法・不当な要求を排除する」と定めており、不当な要求には毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の排除に全社を挙げて取り組む。
- (2) 平素より、警察当局、顧問弁護士等の外部専門機関とも連携し、情報の共有を図り、反社会的勢力を排除する体制を整備する。

(上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会、監査役会の各機関を設置しております。取締役会は1名の社外取締役を含めた6名の取締役で構成されており、監査役会は1名の常勤監査役及び3名の社外監査役の4名で構成されています。

当社は、取締役会において内部統制基本方針の見直しを定期的に行い、その後の実施状況を毎月開催する定例の取締役会で報告する体制をとっており、子会社を含む当社グループの業務の執行状況が当社取締役会で報告されることにより、社外監査役が独立した立場から当社グループの経営に関する監視ができる体制を整備しております。

また、常勤監査役は、当社取締役会のほか経営会議等の社内の重要会議に出席するとともに、取締役等から直接業務執行の状況について聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。その他、監査役会を定期的に開催し、会社全体の経営監視体制の強化及び向上を図っております。

(注) 本事業報告の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,871,625	流 動 負 債	2,006,451
現 金 及 び 預 金	2,446,357	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	296,356
受取手形、売掛金及び契約資産	809,774	短 期 借 入 金	800,000
商 品 及 び 製 品	1,186,334	1 年内返済予定の長期借入金	544,143
仕 掛 品	71,368	未 払 法 人 税 等	25,826
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	886,450	賞 与 引 当 金	45,765
未 収 消 費 税 等	273,830	そ の 他	294,360
そ の 他	198,952	固 定 負 債	2,533,048
貸 倒 引 当 金	△1,444	長 期 借 入 金	2,522,343
固 定 資 産	3,889,920	長 期 未 払 金	2,496
有 形 固 定 資 産	3,374,351	繰 延 税 金 負 債	3,158
建 物 及 び 構 築 物	2,110,796	そ の 他	5,051
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	785,185	負 債 合 計	4,539,499
工 具、器 具 及 び 備 品	198,516		
土 地	229,938		
リ ー ス 資 産	4,048	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	37,131	株 主 資 本	5,181,973
そ の 他	8,735	資 本 金	4,643,722
無 形 固 定 資 産	344,921	資 本 剰 余 金	1,154,184
ソ フ ト ウ ェ ア	344,921	利 益 剰 余 金	△592,598
投 資 そ の 他 の 資 産	170,647	自 己 株 式	△23,334
投 資 有 価 証 券	81,185	その他の包括利益累計額	40,072
繰 延 税 金 資 産	11,608	為 替 換 算 調 整 勘 定	40,072
そ の 他	77,853		
		純 資 産 合 計	5,222,045
資 産 合 計	9,761,545	負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,761,545

連結損益計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,278,321
売 上 原 価		3,928,541
売 上 総 利 益		1,349,780
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,462,218
営 業 損 失		△1,112,438
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,304	
仕 入 割 引	5,445	
為 替 差 益	16,902	
補 助 金 収 入	820	
そ の 他	2,035	27,509
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	40,620	
支 払 手 数 料	7,733	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	3,832	
そ の 他	4,424	56,611
経 常 損 失		△1,141,540
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	4,516	
減 損 損 失	74,913	
送 金 詐 欺 損 失	54,931	134,361
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		△1,275,901
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	15,525	
法 人 税 等 調 整 額	32,864	48,389
当 期 純 損 失		△1,324,290
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		△1,324,290

連結株主資本等変動計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年7月1日残高	4,643,722	1,154,184	731,691	△23,317	6,506,280
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△1,324,290		△1,324,290
自己株式の取得				△16	△16
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△1,324,290	△16	△1,324,307
2023年6月30日残高	4,643,722	1,154,184	△592,598	△23,334	5,181,973

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
2022年7月1日残高	5,904	5,904	6,512,185
連結会計年度中の変動額			
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△1,324,290
自己株式の取得			△16
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	34,167	34,167	34,167
連結会計年度中の変動額合計	34,167	34,167	△1,290,139
2023年6月30日残高	40,072	40,072	5,222,045

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	4 社
連結子会社の名称	Precision System Science USA, Inc. Precision System Science Europe GmbH ユニバーサル・バイオ・リサーチ(株) エヌピーエス(株)

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数	1 社
関連会社の名称	株式会社PF・BioLine

なお、株式会社PF・BioLineは、当連結会計年度中に新たに設立したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品は原則として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～38年

機械装置及び運搬具 4～8年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 製品保証引当金

製品の無償修理費用に備えるため、特定の製品について個別に算出した修理費用の見込額を計上しております。

4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は確定拠出年金制度を採用しております。

5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは自動化システムインテグレーションサービスの製造販売を主な事業とし、完成した製品を顧客に販売することを主な履行義務としております。

国内販売は出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。また、輸出販売については、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

6) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社及び国内連結子会社はグループ通算制度を適用しております。

2. 会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する事項

(固定資産の減損損失)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
有形固定資産	3,374,351
無形固定資産	344,921
投資その他の資産	13,811
減損損失(処分予定資産及び遊休資産)	74,913

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの事業は、自動化システムインテグレーションサービス事業のみの単一のセグメントであり、連結の見地からグルーピングを行い当社及び当社の連結子会社を合わせて一つの資産グループとしております。但し、処分予定資産及び遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

減損の兆候があると認められる場合には、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を帳簿価額と比較することによって、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額)まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

当連結会計年度末における当該資産グループについて、コロナ禍の収束傾向に伴う売上高の著しい減少、設備投資に伴う減価償却費負担の増加や新製品開発投資に伴う費用負担が増加した結果、重要な営業損失が計上されていることから、保守的な観点から減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否について検討を行いました。

検討の結果、当該資産グループについて、正味売却価額が固定資産の帳簿価額を超えると判断されたため、減損損失は計上しておりません。

なお、処分予定資産及び遊休資産として個別にグルーピングされた資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。当連結会計年度の減損損失の金額は74,913千円であります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 11,608千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲で認識しており、その可能性の判断においては将来獲得し得る課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

将来の不確実性により実際に生じた時期及び金額が当該見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 追加情報

(グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い)

当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 「受取手形、売掛金及び契約資産」のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額、並びに「流動負債」の「その他」のうち契約負債の金額は、連結注記表「9. 収益認識に関する注記 (3) . 1) 契約資産及び契約負債の残高」に記載しております。

(2) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

建物及び構築物	1,865,776千円
土地	212,469千円
計	2,078,245千円

担保付債務

短期借入金	500,000千円
1年内返済予定の長期借入金	340,600千円
長期借入金	2,246,040千円
計	3,086,640千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 3,068,008千円

(4) 貸出コミットメントライン契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行10行と貸出コミットメントライン契約等を締結しております。当連結事業年度末における貸出コミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	2,000,000千円
借入実行残高	500,000千円
差引額	1,500,000千円

上記貸出コミットメントライン契約には、各連結事業年度の純資産額、営業損益及び経常損益が一定金額以上であることを約する財務制限条項が付されております。

6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「9. 収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(2) 減損損失

当社グループは、当連結会計年度において減損損失を74,913千円計上しており、内訳は以下のとおりです。

場所	用途	種類	金額
東京都新宿区	検査施設	建物及び構築物等	10,612千円
千葉県松戸市他	デモ装置	建設仮勘定	64,300千円

当社グループの事業は、自動化システムインテグレーションサービス事業のみの単一のセグメントであり、連結の見地からグルーピングを行い当社及び当社の連結子会社を合わせて一つの資産グループとしております。但し、処分予定資産及び遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

その結果、当連結会計年度の業績及びコロナ禍の収束傾向にある最新の事業環境を鑑みて、特注機としてデモ予定であった数製品に係る固定資産と閉鎖を決定した検査施設は減損の兆候が認められたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、売却が困難であることから回収可能価額を零として評価しております。

(3) 送金詐欺損失

悪意ある第三者による虚偽の指示に基づいた資金流失事案によるものであります。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	27,666,900株	一株	一株	27,666,900株

(2) 配当金支払額

該当する事項はありません。

(3) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当する事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数

該当する事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余資については安全性の高い短期的な預金等によることとしております。資金調達については自己資本、銀行借入によることとしております。なお、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

2) 金融商品の内容及びそのリスク

現金及び預金の一部は外貨預金であり、為替変動リスクに晒されております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、全て短期間で決済されています。一部外貨建営業債務については、為替の変動リスクに晒されています。

借入金は、主に設備投資及び開発活動を目的とした資金調達であり、このうち一部は金利の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。ヘッジの有効性の評価方法は、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、各担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループの売上高の大半は欧米のOEM先向けのものであり、その取引価格は、ユーロ建、ドル建、円建のものが混在しております。現地生産・販売を実施している製品を除き、価格に対する為替変動の影響については、概ねその為替差損益について両社で折半し、取引価格に加減算する契約となっておりますが、いずれにせよ為替変動の影響を受けるものとなっております。なお、為替に係るデリバティブは利用しておりません。

変動金利による借入金については、借入時に市場動向を考慮し、担当役員の承認のもと実施しております。金利スワップ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、営業取引等に基づく資金の収支及び設備投資予定に基づく支出予定を勘案して、担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新し、手元資金に不足が生じないよう管理しております。

4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち69.2%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (*3)	3,066,486	3,064,692	△1,793
負債計	3,066,486	3,064,692	△1,793

(*1)「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「未収消費税等」、「支払手形及び買掛金」、「未払法人税等」及び「短期借入金」については現金であること及び短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(*2)市場価格のない株式等は上記表中には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	81,185

(*3)長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて記載しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	—	3,064,692	—	3,064,692
負債計	—	3,064,692	—	3,064,692

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（下記「長期借入金」参照）。

長期借入金

長期借入金の時価のうち、変動金利によるものは、短時間で市場金利を反映するため時価が帳簿価額に近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、固定金利によるものは、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、現在価値法により算定しております。また、金利スワップの特例処理の対象とされている変動金利による長期借入金は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは自動化システムインテグレーションサービス事業のみの単一セグメントとなるため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、製品及びサービスの種類別区分ごとに記載しております。

(単位：千円)

	当連結会計年度
装置	
ラボ(研究室)向け自動化装置	670,646
臨床診断装置	1,271,981
	1,942,628
試薬・消耗品	2,442,642
メンテナンス関連	415,206
受託製造・受託検査	477,844
顧客との契約から生じる収益	5,278,321
その他の収益	-
外部顧客への売上高	5,278,321

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

1) 契約資産及び契約負債の残高

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	35,889	11,908
売掛金	1,656,734	763,863
	1,692,624	775,772
契約資産	－	34,002
契約負債	2,307	3,069

契約資産は、受託開発契約について、期末時点で収益を認識した対価に対する権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、履行義務を充足する前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表において「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は2,307千円であります。

2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する情報の記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 188.99円
- (2) 1株当たり当期純損失 △47.93円
- (注) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。
 - 親会社株主に帰属する当期純損失 △1,324,290千円
 - 普通株主に帰属しない金額 ー千円
 - 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失 △1,324,290千円
 - 期中平均株式数 27,631,398株

11. 重要な後発事象に関する注記

(資本金の額の減少)

当社は、2023年8月28日開催の取締役会において、2023年9月28日開催予定の第38期定時株主総会に、資本金の額の減少について付議することを決議いたしました。

(1) 資本金の額の減少の目的

当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現するための経営戦略の一環として、現在の事業規模に応じた適切な税制の適用を通じて、財務の健全性を維持し、資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。なお、本件による発行済株式総数及び純資産額に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数や一株当たり純資産額に影響はございません。

(2) 資本金の額の減少の要領

1) 減少する資本金の額

資本金4,643,722,217円のうち、4,543,722,217円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を100,000,000円といたします。

2) 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 資本金の額の減少の日程

- 1) 取締役会決議日 2023年8月28日
- 2) 株主総会決議日 2023年9月28日(予定)
- 3) 債権者異議申述最終期日 2023年11月6日(予定)
- 4) 効力発生日 2023年11月7日(予定)

12. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,187,640	流 動 負 債	1,958,694
現 金 及 び 預 金	2,094,947	買 掛 金	321,853
受 取 手 形	830	短 期 借 入 金	831,548
売 掛 金	776,141	1年内返済予定の長期借入金	544,143
商 品 及 び 製 品	1,220,014	未 払 金	145,999
仕 掛 品	28,109	未 払 費 用	36,853
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	590,577	未 払 法 人 税 等	15,987
前 渡 金	83,619	前 受 金	3,069
前 払 費 用	80,823	預 り 金	31,271
未 収 入 金	37,986	賞 与 引 当 金	23,131
立 替 金	584	そ の 他	4,836
未 収 還 付 消 費 税 等	273,830	固 定 負 債	2,531,672
そ の 他	986	長 期 借 入 金	2,522,343
貸 倒 引 当 金	△809	繰 延 税 金 負 債	3,604
固 定 資 産	3,888,267	長 期 未 払 金	2,486
有 形 固 定 資 産	3,094,538	そ の 他	3,238
建 物	2,028,893	負 債 合 計	4,490,366
機 械 及 び 装 置	683,585		
車 両 運 搬 具	0		
工 具、器 具 及 び 備 品	182,714		
土 地	189,797	純 資 産 の 部	
リ ー ス 資 産	4,048	株 主 資 本	4,585,541
建 設 仮 勘 定	5,500	資 本 金	4,643,722
無 形 固 定 資 産	337,689	資 本 剰 余 金	1,281,395
ソ フ ト ウ エ ア	337,616	資 本 準 備 金	13,833
そ の 他	72	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,267,561
投 資 そ の 他 の 資 産	456,039	利 益 剰 余 金	△1,316,241
投 資 有 価 証 券	34,017	そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,316,241
関 係 会 社 株 式	251,083	繰 越 利 益 剰 余 金	△1,316,241
出 資 金	11	自 己 株 式	△23,334
関 係 会 社 出 資 金	107,520		
長 期 前 払 費 用	10,975		
そ の 他	52,431		
資 産 合 計	9,075,907	純 資 産 合 計	4,585,541
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,075,907

損 益 計 算 書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,058,465
売 上 原 価		3,845,809
売 上 総 利 益		1,212,655
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,336,999
営 業 損 失		△1,124,343
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8	
仕 入 割 引	5,445	
そ の 他	1,304	6,758
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	38,392	
為 替 差 損	7,795	
支 払 手 数 料	7,733	
そ の 他	1,002	54,923
経 常 損 失		△1,172,509
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,643	
減 損 損 失	74,913	
送 金 詐 欺 損 失	54,931	132,488
税 引 前 当 期 純 損 失		△1,304,997
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△1,064	
法 人 税 等 調 整 額	17,285	16,220
当 期 純 損 失		△1,321,218

株主資本等変動計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2022年7月1日残高	4,643,722	13,833	1,267,561	1,281,395
事業年度中の 変動額				
当期純損失				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額（純額）				
事業年度中の 変動額合計	—	—	—	—
2023年6月30日残高	4,643,722	13,833	1,267,561	1,281,395

	株 主 資 本				純資産合計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
2022 年 7 月 1 日 残 高	4, 977	4, 977	△23, 317	5, 906, 776	5, 906, 776
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
当 期 純 損 失	△1, 321, 218	△1, 321, 218		△1, 321, 218	△1, 321, 218
自 己 株 式 の 取 得			△16	△16	△16
株主資本以外の項目の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△1, 321, 218	△1, 321, 218	△23, 334	4, 585, 541	△1, 321, 235
2023 年 6 月 30 日 残 高	△1, 316, 241	△1, 316, 241	△23, 334	4, 585, 541	4, 585, 541

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品は原則として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 5～38年

機械及び装置 4～8年

車両運搬具 2年

工具、器具及び備品 2～15年

2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

3) 製品保証引当金

製品の無償修理費用に備えるため、特定の製品について個別に算出した修理費用の見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は自動化システムインテグレーションサービスの製造販売を主な事業とし、完成した製品を顧客に販売することを主な履行義務としております。

国内販売は出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。また、輸出販売については、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社及び国内連結子会社はグループ通算制度を適用しております。

2. 会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損損失)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
有形固定資産	3,094,538
無形固定資産	337,689
投資その他の資産	10,975
減損損失(処分予定資産及び遊休資産)	74,913

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、自動化システムインテグレーションサービス事業のみを行っていることから、全ての事業用資産について単一でグルーピングをおこなっております。但し、処分予定資産及び遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

減損の兆候があると認められる場合には、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を帳簿価額と比較することによって、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額)まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

当事業年度末における当該資産グループについて、コロナ禍の収束傾向に伴う売上高の著しい減少、設備投資に伴う減価償却費負担の増加や新製品開発投資に伴う費用負担が増加した結果、重要な営業損失が計上されていることから、保守的な観点から減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否について検討を行いました。

検討の結果、当該資産グループについて、正味売却価額が固定資産の帳簿価額を超えると判断されたため、減損損失は計上しておりません。

なお、処分予定資産及び遊休資産として個別にグルーピングされた資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。当事業年度の減損損失の金額は74,913千円であります。

4. 追加情報

(グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い)

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

建物	1,811,845千円
土地	172,328千円
計	1,984,173千円

担保付債務

短期借入金	500,000千円
1年内返済予定の長期借入金	340,600千円
長期借入金	2,246,040千円
計	3,086,640千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,254,264千円

(3) 関係会社に対する短期金銭債務 466,846千円

(4) 貸出コミットメントライン契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行10行と貸出コミットメントライン契約等を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	2,000,000千円
借入実行残高	500,000千円
差引額	1,500,000千円

上記貸出コミットメントライン契約には、各事業年度の純資産額、営業損益及び経常損益が一定金額以上であることを約する財務制限条項が付されております。

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

関係会社に対する売上高	2,597千円
関係会社からの仕入高	828,517千円
関係会社に対する販売費及び一般管理費	332,468千円
営業取引以外の取引による取引高	133千円

(2) 減損損失

当社は、当事業年度において減損損失を74,913千円計上しており、内訳は以下のとおりです。

場所	用途	種類	金額
東京都新宿区	検査施設	建物等	10,612千円
千葉県松戸市他	デモ装置	建設仮勘定	64,300千円

当社は、自動化システムインテグレーションサービス事業のみを行っていることから、全ての事業用資産について単一でグルーピングをおこなっております。但し、処分予定資産及び遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

その結果、当事業年度の業績及びコロナ禍の収束傾向にある最新の事業環境を鑑みて、特注機としてデモ予定であった数製品に係る固定資産と閉鎖を決定した検査施設は減損の兆候が認められたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、売却が困難であることから回収可能価額を零として評価しております。

(3) 送金詐欺損失

悪意ある第三者による虚偽の指示に基づいた資金流失事案によるものであります。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式	普通株式	35,486	30	—	35,516

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	1,181,940千円
減価償却超過額（減損損失含む）	81,550千円
関係会社株式評価損	70,774千円
土地	38,586千円
賞与引当金	7,767千円
未払事業所税等	8,232千円
未払事業税	6,049千円
未払社会保険	1,242千円
棚卸資産評価損	102,807千円
その他	16,824千円
繰延税金資産小計	1,515,776千円
税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当額	△1,181,940千円
将来減算一時差異等の合計にかかる評価性引当額	△333,836千円
評価性引当額小計	△1,515,776千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
その他	△3,604千円
繰延税金負債合計	△3,604千円
繰延税金負債の純額	△3,604千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	エヌビーエス㈱	秋田県大館市	80,000千円	当社製品の製造	直接100.0%	兼任1人	当社製品の製造	当社製品の購入(注1)	828,517	買掛金	79,692
								担保の受入(注2)	2,501,640	-	-
子会社	Precision System Science USA, Inc.	米国カリフォルニア州	US\$6,579,537.95	米国販売	直接100.0%	兼任2人	当社製品の米国市場向け販売	資金の借入支払利息(注3)	173,988 80	短期借入金未払費用	173,988 83
子会社	Precision System Science Europe GmbH	ドイツマインツ市	EUR1,000,000.00	欧州販売	直接100.0%	兼任1人	当社製品の欧州市場向け販売	資金の借入支払利息(注3)	157,560 53	短期借入金未払費用	157,560 55

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社製品の購入価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

(注2) 当社の銀行借入に対して、担保資産の提供を受けております。

(注3) 関係会社借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定された利率に基づき、取引を行っております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------------------------|--------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 165.95円 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △47.82円 |
| (注) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 | |
| 当期純損失 | △1,321,218千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | 一千円 |
| 普通株式に係る当期純損失 | △1,321,218千円 |
| 期中平均株式数 | 27,631,398株 |

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

12. 重要な後発事象に関する注記

(資本金の額の減少)

連結注記表「11. 重要な後発事象に関する注記(資本金の額の減少)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

13. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月28日

プレジジョン・システム・サイエンス株式会社
取締役会 御中

〇ＡＧ監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	今 井 基 喜
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	池 上 敬
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、プレジジョン・システム・サイエンス株式会社の2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、プレジジョン・システム・サイエンス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年 8 月 28 日

プレジジョン・システム・サイエンス株式会社
取締役会 御中

〇 A G 監査法人
東京都千代田区
指 定 社 員 公認会計士 今 井 基 喜
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 池 上 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、プレジジョン・システム・サイエンス株式会社の2022年7月1日から2023年6月30日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。

当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人OAG監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人OAG監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月28日

プレジジョン・システム・サイエンス株式会社 監査役会

常勤監査役 高 橋 達 雄 ㊟

社外監査役 部 屋 健太郎 ㊟

社外監査役 本 島 佳代子 ㊟

社外監査役 鈴 木 泰 浩 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 資本金の額の減少の件

1. 資本金の額の減少の理由

当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現するための経営戦略の一環として、現在の事業規模に応じた適切な税制の適用を通じて、財務の健全性を維持し、資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金4,643,722,217円のうち、4,543,722,217円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を100,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2023年11月7日(予定)

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（6名）は、任期満了となります。

つきましては、取締役6名に、新任の取締役1名を加えた、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
1	た じ ま ひ で じ 田 島 秀 二 (1948年8月11日生)	1976年4月 アドバンテック東洋株式会社入社 1989年2月 当社入社 1989年4月 当社取締役 1989年6月 当社代表取締役社長（現任） 1996年1月 有限会社ユニテック代表取締役社長（現任） 2001年7月 PSS Bio Instruments, Inc.（現 Precision System Science USA, Inc.）取締役（現任） Precision System Science Europe GmbH 取締役 2002年7月 ユニバーサル・バイオ・リサーチ株式会社代表取締役社長（現任） 2012年6月 Precision System Science Europe GmbH 代表取締役社長（現任） 2022年12月 株式会社PF・Bioline代表取締役社長（現任）	4,607,600株

候補者 番 号	ふり がな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
2	いけ だ ひで お 池 田 秀 雄 (1971年6月18日生)	1994年4月 動力炉・核燃料開発事業団入社 2004年1月 当社入社 研究開発本部システム開発部 開発第1グループ マネジャー 2009年7月 当社技術本部設計第一部長 2011年6月 当社システム開発本部長 2011年9月 当社取締役システム開発本部長 2013年7月 当社取締役システム開発統括本部長 2014年10月 当社常務取締役システム開発統括本部長 2015年1月 当社常務取締役技術本部・ソフトウェア 開発本部及び生産技術本部担当 2018年7月 当社専務取締役 エヌピーエス株式会社代表取締役社長（現任） 2022年10月 当社専務取締役技術統括部長 技術統括 担当（現任） 2022年12月 株式会社PF・Bioline取締役（現任）	19,400株
3	ふる かわ あき ひろ 古 川 昭 宏 (1954年7月20日生)	1987年12月 共同PR株式会社入社 1992年11月 株式会社アイアールジャパン入社 2000年12月 株式会社ジュピターテレコム入社 2006年11月 当社入社 業務本部IR・社長室長 2012年7月 当社事業本部長 2015年1月 当社営業本部長 2015年9月 当社取締役営業本部長 2017年12月 Precision System Science USA, Inc. CEO（現任） 2018年4月 当社取締役営業部長 品質保証部・営業 部・グローバル営業統括担当 2018年7月 当社常務取締役 品質保証部・営業部・ グローバル営業統括担当 2020年7月 当社常務取締役 品質保証・営業・SCM担当 2023年7月 当社常務取締役 営業・SCM担当（現任）	16,189株
4	た なか ひで き 田 中 英 樹 (1968年10月21日生)	1992年4月 株式会社東海銀行（現 株式会社三菱UFJ 銀行）入行 2000年7月 O. G. I. ベンチャーキャピタル入社 2003年12月 当社入社 経営企画部 2012年7月 当社業務本部IR・社長室長兼内部監査室長 2017年12月 当社管理部IR・社長室長兼内部監査室長 2018年7月 当社管理部長 2018年9月 当社取締役 管理部長 2022年10月 当社取締役 総務兼経理・財務担当（現任） 2022年12月 株式会社PF・Bioline取締役（現任）	15,000株

候補者 番 号	ふり がな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
5	さわ かみ かず み 澤 上 一 美 (1966年 5 月 7 日生)	1992年 4 月 セイコー電子株式会社 (現 セイコーイ ンスツルメンツ株式会社) 1999年 5 月 当社入社 研究開発本部 2014年 1 月 当社信頼性保証本部 薬事部長 2019年 7 月 当社学術部長 2020年 9 月 当社取締役学術部長 学術・試薬開発・ UBR担当 (現任) 2022年 9 月 ユニバーサル・バイオ・リサーチ株式会社取締役(現任)	40, 100株
6	(新任) ます だ た か かず 増 田 隆 一 (1959年 9 月13日生)	1981年 4 月 株式会社スチールセンター入社 2010年 6 月 株式会社スチールセンター取締役 2020年 6 月 株式会社スチールセンター取締役退任 2020年10月 当社入社 総務部 総務課 2021年 4 月 当社総務部総務課兼内部監査室長 2022年10月 当社総務部長兼内部監査室長兼経営サポート室長 2023年 4 月 当社執行役員総務部長兼内部監査室長 (現任)	一株
7	おぎ はら だい すけ 荻 原 大 輔 (1971年 5 月14日生)	1994年10月 センチュリー監査法人 (現 EY新日本有 限責任監査法人) 入所 1998年 5 月 公認会計士登録 2002年 1 月 荻原公認会計士事務所開設 (現任) 2002年 5 月 税理士登録 2007年 9 月 当社監査役 2019年 9 月 当社常勤監査役 2020年 9 月 当社取締役 (現任)	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. Precision System Science USA, Inc.、Precision System Science Europe GmbH、ユニバーサル・バイオ・リサーチ株式会社及びエヌピーエス株式会社と当社は営業取引等があります。
3. 荻原大輔氏は、社外取締役候補者であります。荻原大輔氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合は、同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
4. 荻原大輔氏を社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割は、会社経営に関して有する豊富な専門的知見を、当社の経営に活かすことであります。
5. 当社は、荻原大輔氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、4百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。
6. 当社は、候補者が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより被保険者が負担することになる損害等を300百万円を限度として填補することとしております。また、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役4名のうち、部屋健太郎氏、本島佳代子氏及び鈴木泰浩氏の3名は任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふり 氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
1	へ や けんたろう 部 屋 健太郎 (1978年11月26日生)	2007年12月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人） 入所 2012年10月 公認会計士登録 2016年 7 月 部屋公認会計士事務所開設（現任） 2016年11月 税理士登録 2017年12月 税理士法人オリナス・パートナーズ設立 代表社員 2019年12月 当社補欠監査役 2020年 9 月 当社常勤監査役 2022年 9 月 当社監査役（現任）	-株
2	もと しま かよ こ 本 島 佳代子 (1969年 5 月21日生)	2000年 4 月 弁護士登録（東京弁護士会） ホワイト・アンド・ケース法律事務所入 所 2004年 4 月 小池・本島法律事務所設立（現任） 2019年 9 月 当社監査役（現任）	-株
3	すず き やす ひろ 鈴 木 泰 浩 (1979年12月19日生)	2003年 4 月 株式会社NTTドコモ入社 2008年12月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人） 入所 2012年10月 公認会計士登録 2017年 9 月 鈴木泰浩公認会計士事務所開設（現任） 2017年10月 税理士登録 2017年12月 税理士法人オリナス・パートナーズ設立 代表社員 2019年 9 月 当社監査役（現任）	-株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 部屋健太郎氏、本島佳代子氏及び鈴木泰浩氏は社外監査役候補者であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、部屋健太郎氏が3年、本島佳代子氏が4年、鈴木泰浩氏が4年となります。
3. 部屋健太郎氏、本島佳代子氏及び鈴木泰浩氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本議案が承認可決され、各氏が社外監査役に再任された場合、各氏を引き続き独立役員とする予定であります。

4. 社外監査役候補者の選任理由は以下のとおりであります。
- (1) 部屋健太郎氏につきましては、監査役として当社の監査業務に関与した経験に加え、公認会計士及び税理士の資格を有していることから、財務及び会計の観点から当社における監査業務に寄与できるものと判断したためです。
 - (2) 本島佳代子氏につきましては、監査役として当社の監査業務に関与した経験に加え、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しており、当社における監査に活かしていただけるものと判断いたしております。
 - (3) 鈴木泰浩氏につきましては、監査役として当社の監査業務に関与した経験に加え、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社における監査に活かしていただけるものと判断いたしております。
5. 当社は、部屋健太郎氏、本島佳代子氏及び鈴木泰浩氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、4百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としており、部屋健太郎氏、本島佳代子氏及び鈴木泰浩氏が再任された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、候補者が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより被保険者が負担することになる損害等を300百万円を限度として填補することとしております。また、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内図



●本総会において、お土産の配布、飲料の提供はいたしません。

(会場) 東京都台東区上野公園 4 番58号
上野精養軒 3階 桜の間
本社会議室
TEL 03-3821-2181

(交通)

- ① JR上野駅公園口徒歩 5分
- ② 京成上野駅徒歩 5分
- ③ 地下鉄上野駅徒歩 5分
- ④ JR御徒町駅・地下鉄上野御徒町駅.....徒歩12分

駐車場には限りがございますので、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。